

## 「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」

### （「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に関する議論の整理）

#### 1. 基本的な考え方

- デジタル・ネットワーク社会の特徴を生かしつつ、知の集積とその活用を推進することにより、知の拡大再生産の実現を前提として、広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備を図ることが重要な課題となっている。
- このような中で、特に所蔵資料のデジタル化を積極的に進めている国会図書館のデジタル化資料の活用の在り方の検討は緊急の課題であり、早期に実現すべきものと中長期的に検討を進める課題とに整理した上で、戦略的に取り組むことが必要である。
- 図書館と民間の適切な役割分担を踏まえた上で、その環境整備を連携して行うことが重要である。

#### 2. 国会図書館が担うべき役割について

##### （1）検討にあたって

本検討会においては、以下の点を前提にして検討を行った。

- 納本された紙媒体の出版物にかかるデジタル化資料の利活用によりサービスを提供すること
- サービスの実施にあたっては、原則として現状どおり画像ファイルを用いたサービスを提供すること
- サービスの実施にあたっては、原則として権利者の許諾を前提としてデジタル化資料の利活用を行うこと

##### （2）国会図書館からの送信サービスについて

###### ① 送信サービスの実施について

送信サービスの実施については、以下の3点について意見の一致が見られた。

- 国会図書館からの送信サービスについては、デジタル化資料の利活用方法の一環として、一定の条件下により実施すること
- 電子書籍市場に対してその形成、発展を阻害しないことや、著作者、出版者の利益を不当に害さないことに留意をして行うこと
- 当該サービスの将来のあるべき姿を十分に見据えた上で、関係者の合意を踏まえ、可能な範囲から早急にサービスを実施するなど戦略的な取組が必要であること

###### ② 送信サービスの具体的な在り方について

国会図書館から各家庭等まで送信を行う。

- 送信サービスの在り方の検討にあたっては、障害者や高齢者へのアクセシビリティについても十分に配慮され、全ての国民が、公平かつ便利に利用できるよう国会図書館のデジタル化資料の利活用を図ることが重要である。この点、各家庭等までの送信が利便性については最も高いものであると考えられる。
- しかし、これを実現するには、
  - ・ 関係者間の協議により許諾に係る条件（サービスの対象となる出版物の範囲、利用方法、料金、テキスト化の是非）を取り決めた上で、最終的には、個々の著作者、出版者と契約を結び、各家庭等まで送信を行うこと。
  - ・ 許諾契約、料金の分配を円滑に実施するため、著作者と出版者が協力して集中的な権利管理機構を設立すること。
 が必要である。
- さらには、民間サービスとの競合問題や国会図書館が有料サービスを行うことの是非など、解決すべき課題が多く、関係者間において相当期間の協議を行うことが必要であり、サービスの実施までに相当の時間を要すると考えられる。

**国会図書館から地域の公立図書館、大学図書館等まで送信を行う。**

- 一方、送信先、利用方法、対象出版物等を限定した上で、国会図書館から地域の公立図書館等までデータの送信を実施し、地域の公立図書館において、利用者がデジタル化資料にアクセスできる環境を整備するのであれば、早期に権利者、出版者の合意を得ることができると考えられる。
- 送信データの利用方法としては、i) 閲覧のみとし、ii) プリントアウトを認めない、iii) 出版物の所蔵冊数を超える複数者の同時閲覧は認めないこととする。
- 送信サービスの対象出版物の範囲については、基本的には相当期間重版していないなど、市場における入手が困難な出版物等とする。
- 上記のように、送信サービスの利用方法に厳しい制限を課すことにより、著作者、出版者の利益を不当に害することがないよう十分に配慮するものであれば、利用者に対して無償提供で行うことは可能と考えられる。
- 実施にあたっては、
  - ・ 対象となる図書館は、著作権法第31条の適用がある図書館の定義等も参考にした上で整理することが必要。
  - ・ 具体的に「市場における入手が困難な出版物」の範囲を定めるにあたっては、著作権法第31条第1項第3号に規定されている「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」との関係について整理することが必要。
 という課題は残るが、情報の地域間格差の解消に資するものと考えられる。

## 【まとめ】

- 国会図書館のデジタル化資料の送信サービスの実施にあたっては、国民全ての利便性の向上を図るため、各家庭等までの送信を目標とし、課題解決に向けて検討を進めていくことが必要であるが、その為の第一段階として、公立図書館等まで送信を行うことの実現を目指すことが適切であると考えられる。

- 公立図書館等まで送信を行うことについては、サービスの範囲が限定的ではあるが、電子書籍市場の形成、発展の途上にあっても現在のように関係者による早期の合意が期待され、迅速なサービスの実施が期待される。
- 公立図書館等まで送信を行うことについては、その利用制限の内容が法令によって担保されるのであれば、権利制限規定の創設により対応しても著作者、出版者の利益を不当に害することにはならず、むしろ今後の電子書籍市場の発展にとって意義があるものと考えられる。また、権利が制限された場合においては、送信対象となる出版物の著作権者等の求めがあった場合には当該出版物を送信サービスの対象から除外する方式を導入するべきであると考えられる。

### (3) 国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスについて

#### ① 本文検索サービスの実施について

検索サービスの実施については以下の点について意見の一致が見られた。

- 国会図書館の検索サービスについて、更なる利用者の利便性の向上を図るため、本文検索サービスの提供が必要であること
- 本文検索サービスの提供は、国民の出版物に対する新しいニーズの発掘に資する面もあること

#### ② テキスト化の方法や検索結果の表示等に関する在り方について

##### (ア) テキスト化の方法について

- 本文検索サービスの提供にあたっては、デジタル化資料（画像ファイル）をテキスト化することが必要であるが、検索サービスにおける検索対象として利用するためのテキスト化であれば、著作者、出版者の利益を不当に害することにはならないと考えられる。

##### (イ) 検索結果の表示について

- 表示方法によっては著作権が働く場合があり、留意することが必要であるが、検索結果について、書誌事項又は一行程度のスニペット表示とするか、あるいは、著作権が働くほどの分量のスニペット表示が必要か否かについては、今後の関係者間の協議を進めていくことが必要である。

### (4) デジタル化資料の民間事業者等への提供について

#### ① デジタル化資料の民間事業者等への提供の是非について

- 著作者、出版者の許諾を前提とした上で、電子書籍サービスを実施する民間事業者等へのデジタル化資料の提供を実施することは重要である。
- 出版者などが国会図書館の蔵書をもとにして復刻版などを作成する場合には、権利者の許諾を前提とし、有償で資料の提供を行っていることから、民間事業者へのデジタル化資料の提供については、適切な仕組みを定めた上で実施されるべきであると考えられる。

## ② 提供のための環境整備について

- 民間事業者等への提供にあたり、利用者側において各出版物に係る許諾を個別に得ることについては、特に過去の出版物等について権利者情報が不明の場合が多いため、集中的な権利管理機構の創設等により、簡易、迅速な許諾システムを構築することが必要であると考えられる。
- また、国会図書館のデジタル化資料を活用した新たなビジネスモデルの開発も必要であり、例えば、上記の点も含め、関係者間の協議促進のための場等を文化庁が設置することや、事業化に意欲のある関係者による、有償配信サービスの限定的、実験的な事業の実施なども検討することが必要であると考えられる。

## 3. 公立図書館等の役割について

- 公立図書館等は公共性の高い社会教育機関であり、地域社会の様々な問題解決、知的創造活動への貢献や障害者等のアクセシビリティの向上などの使命を果たすため、所蔵資料の電子アーカイブ化やネットワークを使ったサービス提供を推進することは意義があると思われる。
- 現在、公立図書館等が自ら所蔵する地域の歴史的な資料等をアーカイブ化し提供する場合や、民間事業者との契約に基づいた上で、当該事業者が提供するサービスを図書館において利用させる場合など、様々なサービスが行われている。これらのサービスの実施は、公立図書館が果たす役割等を踏まえそれぞれの図書館の判断運用にゆだねられるべきと考えられる。
- あわせて、純文学や学術に係る入門書のように公立図書館等が実際に購入することで買い支えられている出版物も存在しており、こうした出版物が我が国の出版文化の豊かさを支えているという側面があるとともに、国民全体の知的水準の向上や多様性豊かな文化の維持、発展に大きな役割を果たしていることから、公立図書館等は知の集積と情報発信の地域拠点であるという自身の意義に鑑み、各館の特色を踏まえつつ、引き続き多様で豊かな蔵書の収集に努めていくことが重要である。
- 公立図書館等における電子書籍の利活用は、電子書籍市場と相互補完的に機能すべきものであり、今後の電子書籍の市場での流通状況も見ながら、両者が競合することなく発展していくための関係者間の協議促進のための場等を文化庁が設置することや、必要に応じ、サービスの実施等に意欲のある関係者によるモデル事業の実施なども検討することが必要であると考えられる。

(以上)